

高校生等奨学給付金 申請の御案内

高校生等がいる非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、修学旅行費等）を支援するための奨学給付金を支給します。

通常は7月1日を基準に審査を行います。保護者の失職等により家計が急変した場合も支援を行います。

○支給要件

次のすべてに該当する世帯が対象です。

- ・今年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯（7月1日時点で非課税とみなせる世帯※¹を含む）

又は7月1日時点で生活保護（生業扶助）を受給している世帯

※¹ 6月末までに家計が急変したことにより、保護者等の収入が非課税相当額まで激減した世帯をいいます。詳細は学校事務室へお問い合わせください。

- ・生徒が高等学校就学支援金を受ける資格を有している

- ・保護者等が佐賀県内に住所を有していること※²

※² 保護者等が県外に住所を有している場合は、在住の都道府県へお問い合わせください。

- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

○申請手続と受付期間

支給要件を満たしていると思われる方には、申請に必要な書類を学校から郵送（配布）しますので、内容を確認して学校に提出してください。

受付期間 : 令和7年9月5日（金）まで

支給予定日: 令和7年9月30日（火）

提出書類 : 申請書、口座確認書類など

申請方法 : 学校事務室へ提出してください。（郵送でも受け付けます。）

※審査の結果、支給できない場合もあります。

※授業料を支援するための高等学校等就学支援金とは異なる制度ですので、別々に申し込みを行う必要があります。

※家計急変による場合は、令和8年2月20日（金）まで随時受け付けます。

○生徒1人あたりの支給額（年額）

対象	全日制・定時制		通信制	
	年額	前倒し支給額 (4～6月分相当額) <年額×1/4>	年額	前倒し支給額 (4～6月分相当額) <年額×1/4>
生活保護 受給世帯	32,300円	8,075円	32,300円	8,075円
非課税世帯	143,700円	35,925円	50,500円	12,625円

※新入生に対する前倒し給付を受けた場合、7月1日現在の状況を改めて申請してください。
受給要件を満たしていれば、7～3月分相当額（年額から前倒し支給額を引いた額）を受給することができます。

※令和7年度の支給額は、令和6年度の支給額から変更となりました。

令和6年度：非課税世帯の第1子単価122,100円、第2子以降単価143,700円

令和7年度：非課税世帯の第1子単価を第2子以降の単価と同額とする

○お問合せ先

御不明な点があれば、お問合せください。

佐賀県立佐賀北高等学校通信制 事務室

〒840-0851 佐賀市天祐2丁目6番1号

TEL:0952-23-2203 FAX:0952-29-4090

○県外にお住まいの場合○

お住まいの都道府県にお問合せください。

（九州各県の問い合わせ先：国公立の場合）

- ・福岡県 財務課 : 電話番号(092)643-3866
- ・長崎県 教育環境整備課 : 電話番号(095)894-3323
- ・熊本県 高校教育課 : 電話番号(096)333-2675
- ・大分県 教育財務課 : 電話番号(097)506-5447
- ・宮崎県 高校教育課 : 電話番号(0985)26-7237
- ・鹿児島県 高校教育課 : 電話番号(099)286-5288
- ・沖縄県 教育支援課 : 電話番号(098)866-2711

（その他の都道府県）

文部科学省ホームページ「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」
で御確認のうえお問合せください。